

(仮称)蘇我火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書の審査に係る留意点

本事業は、千葉市中央区にある J F E スチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）構内に、約 1 0 7 万 k W の石炭火力発電所を建設する計画である。

事業地周辺は、製鉄所等が立地する工業専用地域であり、大きな工場が集積している。その一方で、製鉄所に隣接して、商業施設やスポーツ公園等が存在し、事業実施想定区域の東約 0. 7 k m には準住居地域が広がっている。

1. 大気質に関すること

- (1) 発電所の稼働により、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出が想定される。
- (2) 本市の大気環境については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素は全地点で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは全ての地点で達成していない。
- (3) 本市中央区の一部地域は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく、旧第一種地域の指定を昭和63年まで受けていた。
- (4) 中央区臨海部では、降下ばいじんが比較的高い状況である。
- (5) 水銀について、改正大気汚染防止法に基づき、所要の措置を講ずる必要がある。

2. 水質汚濁に関すること

- (1) 事業計画において、温排水の放出が検討されているが、東京湾には、既設発電所を始め多くの事業者から湾内に多量の温排水が排出されている。
- (2) 本市の公共用水域水質調査の結果では、海域の環境基準補助点において、C O D は環境基準を下回っているが、一部の地点において全窒素、全りん的环境基準を上回った。
- (3) 東京湾は、赤潮、青潮の発生が見られる閉鎖性水域であり、C O D、窒素及びりんの負荷量削減が求められている。

3. 騒音・振動に関すること

事業計画において使用が予定されている道路の一部地点で騒音に係る環境基準を超過している。

4. 廃棄物に関すること

事業計画では、石炭灰をセメント原材料として有効利用するとされているが、発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、将来にわたり膨大な量になるとして、環境省は、同様の石炭火力発電所の審査において、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保するよう意見を述べている。

5. 温室効果ガスに関すること

- (1) 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」において、「事業者は、(B) 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術の採用の可能性を検討した上で、(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術以上のものとするよう努めること」とされており、当該計画は(A)の技術を採用している。
一般的な石炭火力発電所は、天然ガス火力発電所よりも2倍程度の温室効果ガスが排出される。
- (2) 日本は、温室効果ガス削減目標を定めた「日本の約束草案(国連提出)」において、温室効果ガス削減目標を2030年度に2013年度比26%削減とし、その中でエネルギーミックスとしては、石炭火力発電を26%程度としている。しかしながら、2013年時点で既に26%を超過しているものの、全国で石炭火力発電の新設・増設計画が後を絶たない状況にあり、温室効果ガス削減目標の達成に深刻な支障を来すことが懸念されるとして、環境省は、同様の石炭火力発電所の審査において、省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標遵守や、目標達成に向けた取組内容の検討等を求め、事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しの検討を求めるとの意見を述べている。